

「大口使用者等特別料金制度」について

制度の概要

平成29年度から運用開始した「大口使用者等特別料金制度」は、大口水道使用者の**水道水離れの抑制**と地下水利用に転換したお客様の**水道水回帰**を目的とした制度です。

お客様ごとに基準水量（原則H28年度の水道使用量）を設け、その基準水量を超えて使用した水量部分に特別料金（230円/㎡）を適用します。対象となるお客様の要件と基準水量は、下記の通りとなります。

- ① H28年度に年間3,000㎡以上の使用実績があるお客様 ⇒ 基準水量：H28年度の使用水量
- ② H29年度以降に年間3,000㎡以上の使用実績ができたお客様 ⇒ 基準水量：実績ができた年度の使用水量
- ③ 地下水利用のお客様（使用水量の条件なし） ⇒ 基準水量：H28年度の使用水量
- ④ H29年度以降に水道使用開始し年間3,000㎡以上の使用見込みのあるお客様 ⇒ **基準水量：なし（0㎡）**

制度イメージ

※令和2年9月の検針水量（2ヶ月分の使用水量）が**2,000㎡**だった場合



これまでの成果

各メディアを活用した広報活動や新規水道契約者への周知徹底を行った結果、制度制定当初から多くのお客様にご利用いただいております。地下水転換対策として**一定の効果**があったと捉えています。（今年度については新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少する見込みです）

【申請件数（累計）】

区分	H29	H30	R1
① H28に年間3,000㎡以上使用実績のあるお客様	372件	375件	380件
② H29以降に年間3,000㎡以上使用実績ができたお客様	6件	28件	29件
③ 地下水利用のお客様	62件	73件	74件
④ H29以降使用開始し年間3,000㎡以上見込みのあるお客様	14件	28件	36件
合計	454件	504件	519件

【適用水量】 基準水量（H28使用水量）を超えた水量

月	H29	H30	R1
4月	26,320㎡	52,184㎡	63,319㎡
5月	17,745㎡	30,285㎡	52,616㎡
6月	36,412㎡	55,985㎡	66,169㎡
7月	22,920㎡	36,496㎡	51,247㎡
8月	28,444㎡	63,561㎡	64,358㎡
9月	25,272㎡	42,171㎡	63,667㎡
10月	38,873㎡	60,875㎡	61,258㎡
11月	21,867㎡	41,697㎡	59,761㎡
12月	38,930㎡	56,980㎡	70,133㎡
1月	22,925㎡	39,856㎡	59,543㎡
2月	42,938㎡	58,046㎡	57,111㎡
3月	23,816㎡	38,683㎡	45,516㎡
合計	346,462㎡	576,819㎡	714,698㎡
前年比較		230,357㎡	137,879㎡

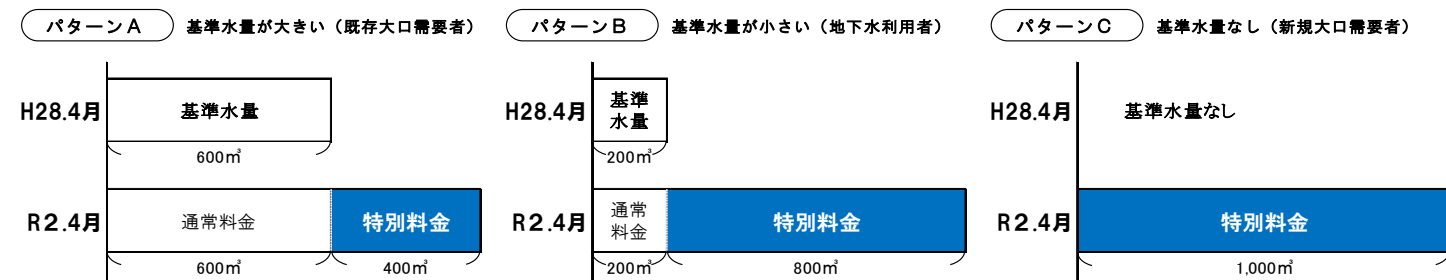
【適用調定額】 左記水量に特別料金（230円/㎡）を乗じた額

月	H29	H30	R1
4月	6,054千円	12,002千円	14,563千円
5月	4,081千円	6,966千円	12,102千円
6月	8,375千円	12,877千円	15,219千円
7月	5,272千円	8,394千円	11,787千円
8月	6,542千円	14,619千円	14,802千円
9月	5,813千円	9,699千円	14,643千円
10月	8,941千円	14,001千円	14,089千円
11月	5,029千円	9,590千円	13,745千円
12月	8,954千円	13,105千円	16,131千円
1月	5,273千円	9,167千円	13,695千円
2月	9,876千円	13,351千円	13,136千円
3月	5,478千円	8,897千円	10,469千円
合計	79,686千円	132,668千円	164,381千円
前年比較		52,982千円	31,712千円

現行制度の課題 ①（基準水量による格差）

現行制度では原則H28年度の使用水量を基準水量とし、その水量を超えた部分に特別料金を適用していますが「年間使用水量に大きな変化がないお客様」と「新規使用開始のお客様」では基準水量の取扱いが大きく異なることから、**制度の恩恵を受ける範囲の格差が生じています。**

【制度適用イメージ】 2ヶ月で1,000㎡（1月あたり500㎡）を使用した場合、基準水量によって特別料金の適用が大きく異なる。



現行制度の課題 ②（地下水の継続利用）

下水道使用料の請求において、水道水以外の汚水（地下水・温泉水等）については、水道のメーターとは別に地下水専用のメーターを設置しています。これによると、排水量上位50者だけで**年間約190万㎡もの地下水が使用**されており、本来市に入っていた給水収益がこれだけ失われていることとなります。

現行制度にはペナルティが無いいため、地下水施設の故障等リスク回避のためだけに申請し、実際には水道水を利用せず多量の地下水利用を継続している事業者も多々見受けられます。

【令和元年度における地下水排水量上位50者とその水道水使用量】

施設種別	事業者数	地下水排水量	水道水使用量	水量差
医療施設	19者	694,302㎡	132,965㎡	561,337㎡
大型商業施設	6者	639,690㎡	24,455㎡	615,235㎡
ホテル・旅館	5者	103,398㎡	23,042㎡	80,356㎡
スポーツジム	5者	99,880㎡	18,270㎡	81,610㎡
工場関係	4者	69,794㎡	5,314㎡	64,480㎡
介護施設	6者	64,250㎡	26,327㎡	37,923㎡
食品加工施設	2者	26,057㎡	1,868㎡	24,189㎡
その他施設	3者	195,930㎡	104,778㎡	91,152㎡
合計	50者	1,893,301㎡	337,019㎡	1,556,282㎡

今後の取り組み（まとめ）

現行制度制定時にも実施しましたが、地下水利用のお客様（47者）を管理職職員を中心に直接訪問し、**アンケート及びヒアリング調査**を行います。

今回の主な調査目的は「地下水利用の実態調査」及び「現行大口制度改定に対する要望調査」になります。

様々なリスクを抱えながらも地下水を利用する理由、現行制度では水道水回帰できない理由（特別料金の価格、基準水量の設定等）を把握することで制度改定のヒントを得ることが狙いです。

人口減少や節水機器の普及に加え、大口需要者の地下水転換による給水収益の減少が全国的にも大きな問題となっています。

本市では多量の水需要がありながら地下水を選択したお客様を対象に、現行制度の課題や水道料金に対するリアルなニーズを直接聞き出し、解決策を提供することで、水道水回帰を促し、給水収益の確保に努めて参ります。

水道水利用についての事業所向け
アンケート調査票

令和2年 月 大分県上下水道局

日頃より大分市の上下水道事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今回のアンケート調査は、地下水利用の実態調査、現行大口制度改定に対する要望調査を目的として実施させていただきます。調査結果は、今後の事業計画等に活用させていただきます。ご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただきました内容は、今後の水道料金体系の考え方や料率にお客様からの意見を反映・活用させていただきます。ご回答いただいた内容が、今後の事業計画等に活用させていただきます。ご協力をお願いいたします。

アンケートの調査内容のご回答につきましては、再度ご連絡の上取り扱わせていただきますので、ご返信は、**TEL: 097-538-2418 FAX: 097-537-2757** までお願いいたします。

※アンケートにご回答いただいた内容は、厳格に守秘にさせていただきます。

1. アンケートの調査内容に関する情報は、貴事業所において水道利用の特別料金等を管理されている方がご記入ください。

2. 回答内容が、水道利用の実態調査、現行大口制度改定に対する要望調査を目的として実施させていただきます。ご回答いただいた内容は、今後の事業計画等に活用させていただきます。ご協力をお願いいたします。

3. 貴事業所のご回答は、資料として担当する職員の手で取り扱わせていただきます。

4. 回答内容によって「1つのみ選択」「複数選択」としてご回答いただけます。

5. 回答内容が「その他」の場合は、具体的な内容を記入をお願いいたします。

お問い合わせ先
大分県上下水道局 大分市上下水道課 総務課
〒870-0045 大分市城崎1丁目5番20号
TEL: 097-538-2418 FAX: 097-537-2757
E-Mail: kagawa@naga-city.or.jp